

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更

(治 山 課) 四九一
(道 路 維 持 課) 四九一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
村営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(環 境 生 活 政 策 課) 四九二
(農 地 計 画 課) 四九二

正 誤

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表中訂正(法務・情報公開課) 四九二

告 示

岐阜県告示第四百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡八百津町錦織字孫多ヶ洞一六八四の一から一六八四の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字白倉五六六番一地先から同市同町同字豆戸五四九〇番一地先まで	前 後	四八 一五〇	二五三・二 二五三・二	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十四日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人核融合科学研究会
 - 三 代表者の氏名 藍田 正和
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県土岐市下石町三二番地六号
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、市民、会員及び核融合研究者に対して、
- 学術情報・技術情報の交流を図り、また研究者及び研究

者育成への支援に関する事業を行い、科学技術の振興に寄与することを目的とする。

村営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、白川村営土地改良事業小白川小野地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十二年七月二十日から

同 年八月十七日まで

二 縦覧場所

白川村役場前掲示場

正 誤

（校正誤り）

平成二十二年七月二日第二千六百六十一号 指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表（岐阜県選挙管理委員会告示第六十四号）四六二頁の表中、「田苗岩岩岩岩岩岩」は、「田苗岩岩岩岩岩岩」の誤り。

平成二十二年七月二十日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 各務原市テクノプラザ
編集 一 ブイ・オール・テクノセンター